

農業経営体判定のための外形基準について(案)

1 外形基準導入の経緯

(1) 1990年農林業センサスからの販売農家の基準

農林業センサス（以下「センサス」という。）では、1990年センサスから販売農家の基準を経営耕地面積30アール以上とした。一方、養豚、養鶏、施設園芸など耕地を利用しないか、少ない耕地で集約的な生産を行い、30アール規模の耕種農業に相当する農産物販売を行っている販売農家を捕捉するため、農産物販売金額50万円以上といった例外規定を設け、全国一律に適用してきたところである。

(2) 2005年農林業センサスの農林業経営体の基準

2005年センサスにおいては、農林業経営体に着目して調査を行うこととしたが、従来の販売農家相当の規模を下限基準とし統計の連続性を確保した。具体的には、引き続き、全国一律で経営耕地面積30アール以上の規模の農家を含む経営を調査対象とした。一方、例外規定については、農産物販売金額のみを指標とすると、同じ生産能力があるにもかかわらず調査対象期間の農産物価格の変動に左右され調査客体であるか否かが変わってしまうという不安定性があるため、統計の安定性・継続性を確保する観点から、飼養規模、作付面積等の外形基準を設けることとした。

2 2005年センサスにおける農業分野の外形基準

(1) 経営耕地面積の下限基準

2000年センサスの販売農家の面積基準（30アール）を農業経営体の下限基準とした。なお、農家についても従来と同様の面積基準（10アール）とした。

(2) 経営耕地面積以外の下限基準（外形基準）

2005年センサスでは、農産物価格変動の影響を受けやすい農産物販売金額基準に代えて、物的指標による外形基準を導入した。

具体的には、畜産、施設栽培等について経営耕地面積30アールの粗収益に相当する物的指標の規模を算出した。

なお、麦類、豆類、工芸農作物は30アール以上の規模となるため、外形基準は設定されていない。

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜作付面積	350㎡
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250㎡
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

3 2005年センサスの外形基準の検証

販売農家に占める経営耕地面積が30アール未満である農家(以下「例外規定販売農家」という。)の割合をみると、

2005年センサス結果 全国 1.34% (1,963,424戸のうち、26,340戸)

2000年センサス結果 全国 1.33% (2,336,909戸のうち、31,044戸)

となっており、これらの例外規定販売農家を対象に、外形基準による捕捉状況について検証を行うこととする。

(1) 2005年センサス結果における例外規定販売農家

2005年センサス結果について2005年センサスの外形基準を用いて、例外規定販売農家をどのくらい捕捉できたか、全国の主位部門(農産物販売金額1位)ごとに以下のとおり検証を行った。

表2 外形基準における2005年の例外規定販売農家の捕捉率

主位部門	2005年センサスで用いた外形基準	経営耕地面積が30アール未満である販売農家(戸) ①	外形基準を満たした農家(戸) ②	外形基準を満たさなかった農家(戸)	捕捉率(%) ②/①
販売農家		26,340	20,784	5,556	78.9
露地野菜	露地野菜の作付面積が15アール以上	4,497	2,900	1,597	64.5
施設野菜	施設野菜の作付面積が350㎡以上	4,260	3,807	453	89.4
果樹類	果樹の栽培面積が10アール以上	5,604	5,294	310	94.5
花き・花木	露地花きの栽培面積が10アール以上又は、施設花きの栽培面積が250㎡以上	3,148	2,781	367	88.3
酪農	搾乳牛の飼養頭数が1頭以上	711	699	12	98.3
肉用牛	肥育牛の飼養頭数が1頭以上	1,825	1,823	2	99.9
養豚	豚の飼養頭数が15頭以上	1,293	1,270	23	98.2
養鶏	採卵鶏の飼養羽数が150羽以上、又はブロイラーの年間出荷羽数が1000羽	1,783	1,678	105	94.1

注 酪農1位及び肉用牛1位については、調査日前1年の間に家畜を飼養していたが、調査日現在(2月1日現在)では、既に飼養していない場合があることから家畜1頭の条件で適用しても捕捉率が100%とはならない。

ア 販売農家全体における外形基準により捕捉できない農家はわずかに0.28%(販売農家1,963,424戸のうち、5,556戸)となっている。

イ 例外規定販売農家における外形基準による捕捉率をみると78.9%となっている。

ウ 施設野菜、果樹類、花き・花木、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の部門では、2005年センサスの外形基準で約9割を捕捉している。

エ 露地野菜の部門では、2005年センサスの外形基準で65%の捕捉となっている。

露地野菜の捕捉率が低くなっているのは、品目の種類も多く、その収益性に差がみられ、品目ごとの販売額が幅広く分布しているためと思われる。

(2) 2005年センサス結果と2000年センサス結果との比較検証結果

2005年センサスと2000年センサスと比較した場合、例外規定販売農家における外形基準による販売農家の捕捉率が5.1%増加しており、調査対象の捕捉に外形基準を設定が有効に作用している。

なお、販売農家に占める例外規定販売農家の割合は、ほとんど変化していないことから、外形基準を設けたことによる調査に対する影響は見られず、調査員の調査客体の判定基準として有効に活用されていると考えられる。

表 3 外形基準における2000年の例外規定販売農家の捕捉率

主位部門	2005年センサスで用いた外形基準	経営耕地面積 が30アール 未満である 販売農家(戸) ①	外形基準 を満たした 農家 (戸) ②	外形基準 を満たさな かった農家 (戸)	捕捉率 (%) ②/①
販売農家		31,044	22,925	8,119	73.8
露地野菜	露地野菜の作付面積が15アール以上	5,777	3,675	2,102	63.6
施設野菜	施設野菜の作付面積が350㎡以上	4,255	3,776	479	88.7
果樹類	果樹の栽培面積が10アール以上	5,839	5,394	445	92.4
花き・花木	露地花きの栽培面積が10アール以上 又は、施設花きの栽培面積が250㎡以	3,955	3,468	487	87.7
酪農	搾乳牛の飼養頭数が1頭以上	725	710	15	97.9
肉用牛	肥育牛の飼養頭数が1頭以上	1,734	1,639	95	94.5
養豚	豚の飼養頭数が15頭以上	1,653	1,607	46	97.2
養鶏	採卵鶏の飼養羽数が200羽以上、又は ブロイラーの年間出荷羽数が1000羽	1,982	1,963	19	99.0

注 採卵鶏の飼養頭数は100羽単位で把握しており、2005年センサスの外形基準である150羽では把握できないため、200羽を基準とした

4 2010年センサスにおける外形基準の適用

上記3の検証結果から、外形基準を導入した2005年センサスにおいて、例外規定販売農家の構成に影響を与えておらず、調査員の調査客体を判定する基準として、有効に活用されていると考えられる、このようなことから2010年センサスにおいても、農林業経営体の判定に引き続き外形基準を用いることが適当である。

5 2010年センサスにおける外形基準の経営規模

以上のように2010年センサスにおいても、農林業経営体の判定に外形基準を用いていくこととするが、外形基準そのものの経営規模等については、2000年から2005年にかけての構造変化を明らかにする観点から2005年センサスと同様のものを適用する。